

## ヤマハ発動機グループ人権方針

ヤマハ発動機グループは、「感動創造企業－世界の人々に新たな感動と豊かな生活を提供する」を企業目的とし、「社会的責任のグローバルな遂行」を経営理念の一つに掲げています。

これらを実現しステークホルダーへの社会的責任を果たすため、ヤマハ発動機グループは、ステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションを大切にし、企業理念に基づく事業活動を通じて、社会の持続可能な発展に貢献していきます。

人権の尊重はそのための最も重要な課題の一つです。人権の尊重を事業活動の前提とし、ここに「ヤマハ発動機グループ人権方針」を定め、グローバルで事業を行う企業としての責任を果たす努力をしてまいります。

### 1. 人権尊重へのコミットメント

ヤマハ発動機グループは、全ての人々の尊厳が守られる社会の実現に向けて企業としての責任を自覚し、ヤマハ発動機グループのサプライチェーンにおけるステークホルダーの人権（あらゆる差別の禁止、強制労働および児童労働の禁止、非人道的な扱いの抑止、安全で健康な職場環境作り等）の尊重に取り組んでいきます。

### 2. 適用範囲

本方針は、ヤマハ発動機株式会社およびその子会社の全ての役員と従業員に適用され、ヤマハ発動機グループの事業活動に反映されます。また、仕入先や販売店を含む全てのビジネスパートナーの皆さんにも、本方針を理解し、支持していただくことを要請します。

### 3. 人権に関する法令・国際規範

ヤマハ発動機グループは、人権に関する国際的な規範(※)を尊重し、これに基づき本方針を策定します。

ヤマハ発動機グループは、事業活動を行う各国・地域の法令を遵守します。国際的に承認された人権の基準と各国・地域の法令が整合しない場合は、可能な限り、国際的に承認された人権の基準を尊重するための方法を追求していきます。

※ 人権に関する国際的な規範：国際人権章典（世界人権宣言と国際人権規約（社会権規約、自由権規約）、国際労働機関（ILO）労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言、国連グローバル・コンパクトおよびビジネスと人権に関する指導原則等

### 4. ガバナンス

本方針の策定および実行について、責任を持つ役員を明確にしながら、適正な社内体制を整備し、必要な事業方針および手続きに反映します。

### 5. 人権デュー・ディリジェンス

ヤマハ発動機グループは、自らの事業活動について人権デュー・ディリジェンスを実施することで人権への負の影響を特定、回避、緩和するよう努めます。

## 6. 是正・救済

事業活動によって人権に対する負の影響が発生した場合は、適切な調査・対応を通じて、是正・救済に取り組むとともに、実効性のある苦情処理メカニズムの整備を進めます。

## 7. 教育

ヤマハ発動機グループの全ての事業活動において本方針が理解され、それぞれの活動の中で実行されるよう教育・啓発活動を実施していきます。

## 8. 報告と開示

本方針に基づく人権デュー・ディリジェンスの結果や関連する取り組み状況の進捗は、ウェブサイト等で適切に開示を行います。

## 9. ステークホルダーとの対話

顕在的なまたは潜在的な人権に対する負の影響に関して、専門家の意見も踏まえながら、関連するステークホルダーと対話を行っていきます。

※本方針は、当社のサステナビリティ委員会および取締役会において、承認されています。

ヤマハ発動機株式会社  
代表取締役社長 設楽 元文

2023年3月22日 制定  
2025年7月1日 第1回改訂